住宅政策本部「週休２日制確保工事（土木工事）」実施要領

１　目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休２日制」の実現・定着を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休２日制」の実現・定着を目指す取組である「週休２日制確保工事」の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

２　対象工事

原則、住宅政策本部の発注する全ての土木工事及び土木設備工事を「現場閉所」の対象とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

（１）単価契約工事

（２）工事内容及び施設の実状等により対応が困難な工事

なお、工事内容及び施設の実情等により「現場閉所」が馴染まない工事については、「交替制」の対象とすることができる（機械設備工事は「交替制」の対象外）。

３　週休２日の考え方

（１）現場閉所

１）現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

２）週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休２日（土日）を達成しているとみなす。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

３）対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始６日間、夏季休暇５日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

工事契約後、完全週休２日（土日）の取り組みに当たって、受注者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日（以下「代替休日」という。）を設定する。代替休日は同一の週で指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行うものとする。

（２）交替制

１）週休２日

①完全週休２日

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2 日/7 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8 日/28 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

２）対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始６日間、夏季休暇５日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。

受注者の責によらず交替制による週休２日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

３）技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。

４）施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

（３）降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日日数に含めるものとする。

４　業務の流れ

（１）工事発注時

発注者は、当初設計時に起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休２日制確保工事である旨を記載する（別添１）。

（２）工事契約時

受注者は、週休２日制確保工事である旨を施工計画書に明記する。なお、「交替制」の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法についても具体的に明記する。

（３）工事施工時

１）受注者は、完全週休２日（土日）又は交替制における完全週休２日の達成に努めるものとする。

２）受注者は、広報板に「週休２日制確保工事」である旨を記載する。（別添２）

３）受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。

４）発注者は、受注者の負担とならないよう既存資料や任意様式等により週休２日の取組状

況を適宜確認する。受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

５）受注者は、工事施行中において、完全週休２日（土日）又は交替制における完全週休２日の達成が困難となった場合は、月単位の週休２日の達成に努めるものとする。

（４）工事完了時

１）現場閉所

受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」（別添３）を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「別記様式甲第 151 号」）。

２）交替制

受注者は、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」（別添４）を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「別記様式甲第 151 号」）。

休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また、休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

５　工事成績評定

現場閉所における完全週休２日（土日）又は交替制における完全週休２日を達成した場合は、「創意工夫と熱意」の評価対象項目において、加点対象として評価する。

週休２日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、「基本的な技術力と成果の評価」の工程管理の評価対象項目において、不備又は減点対象評価とすることがある。

６　留意事項

（１）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わない。

（２）発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。

７　適用

この要領は、令和８年 11 月１日以降起工（決定）する案件に適用する。

なお、令和８年 10 月に起工した案件については、今回の対応を受注者へ周知の上、受発注者間で協議するなど、適切に対応するものとする。